

2. 重点整備地区、特定経路（P. 90 に示す通り）

3. 整備項目、整備目標時期及び整備主体

（1）鉄道駅舎等

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
c 誘導案内情報施設の整備					
誘導・警告ブロックの敷設位置等の改良					
運行情報設備の改良					
主要施設等への案内表示の改良					
点字・音声誘導設備の設置・改良					
e 設備・施設の改良					
券売機の車いす対応、IC化への対応					

（2）駅前広場

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 誘導案内情報施設の整備					
路線図・料金表等の改良					
バス関連施設の設置・改良			()		
b 設備・施設の改良					
身体障害者用停車帯の設置 ^{注1)}					

注1) 当該項目については、スペースの問題はあるものの、設置と運用について関係事業者で検討を行う。

（3）道路等 府道、堺市道

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 既設道路の改良					
段差の改善					
舗装面の改善					
横断勾配の改善					
街灯の整備			()		(施)
道路照明灯の整備					
b 誘導・警告ブロックの敷設・改良					
c 既設歩道等の改良(有効幅員の確保)					
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大					(公)
d 障害物等の撤去・規制					
不法駐輪車両の撤去・規制 ^{注2)}	-			()	() (商)
不法駐車車両の撤去・規制			()		() (商)
商品・看板等のはみ出しに対する指導及び撤去 ^{注2)}	-			()	() (商)
f 立体横断施設部の改良(高低差の解消)					
エレベーター等の設置					
g 案内・誘導サインの設置・改良					

注2) 指導及び撤去については、継続的な施策であり、改善等も検討しながら推進を図っていく。

和泉市道

整備項目	整備 目標 時期	整備主体			
		公共交通 事業者	道路 事業者	公安 委員会	その他 事業者
a 既設道路の改良					
段差の改善					
舗装面の改善					
横断勾配の改善					
b 誘導・警告ブロックの敷設・改良					
c 既設歩道等の改良(有効幅員の確保)					
電柱・柵・車止め等の移設・集約による 有効幅員の拡大					(公)
d 障害物等の撤去・規制					
不法駐輪車両の撤去・規制 ^{注3)}	-			()	()商
不法駐車車両の撤去・規制			()		()商
商品・看板のはみ出しに対する指導及び撤去 ^{注3)}	-			()	()商
g 案内・誘導サインの設置・改良					

注3) 指導及び撤去については、継続的な施策であり、改善等も検討しながら推進を図っていく。

(4) 信号・交差点、交通規制

整備項目	整備 目標 時期	整備主体			
		公共交通 事業者	道路 事業者	公安 委員会	その他 事業者
a 既設信号の改良					
歩行者青時間の延長等の改良					
音響信号等の設置・改良					
視覚障害者用道路横断帯の設置 ^{注4)}					

注4) 設置に際しては、有効性・安全性等の検討を踏まえ、事業者間で協議・調整を図る。

< 凡 例 >

整備目標時期

- : 今後5年間程度で対応
- : 今後10年間程度で対応

整備主体

- : 主な整備主体
- (): 連携が必要となる
主な事業者

その他事業者

- (市): 堺市等
- (施): 施設管理者
- (商): 商業者等
- (公): 公益事業者